

浄化槽は生きものです

～浄化槽がしっかり働けるようきちんと管理しましょう～

浄化槽は、トイレからのし尿やお風呂・台所からの水などの私たちの生活排水を微生物のはたらきによりきれいにしてくれます。

ただ、適切な「維持管理」を行わないと、微生物のはたらきが弱くなり、私たちの生活排水が汚れたまま川や海に流れてしまいます。

そのため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な「維持管理」が義務付けられています。

Q. 「維持管理」ってなに？

保守点検

浄化槽の日常点検・調整です。

浄化槽の機械設備や内部の状況を点検・調整します。
県の登録を受けた業者に委託してください。



清掃

浄化槽の中のお掃除です。

浄化槽に溜まった汚泥などの不要物を抜き取り、中をきれいにします。
市町村の許可を受けた業者に委託してください。



法定検査

浄化槽の健康診断です。
車でいうところの車検にあたります。

保守点検や清掃がきちんと行われているかをチェックして、行政に報告します。
浄化槽使用開始後、3ヶ月～8ヶ月後の間に行われる7条検査と、7条検査後毎年行われる11条検査があります。
大分県は**公益財団法人大分県環境管理協会**を検査機関に指定しています。



A. 「維持管理」とは上記の3つをきちんと行って、 浄化槽の機能を正常に保つことをいいます。

お問い合わせは、当保健所または大分県生活環境部循環社会推進課まで。

大分県南部保健所	0972-22-0562
大分県循環社会推進課 (指定検査機関)	097-506-3126
公益財団法人大分県環境管理協会	097-567-1855

浄化槽の責任者は、浄化槽を使用するあなたです！

決まりを守って、大分県のきれいな水環境を未来につなぎましょう！！

浄化槽の維持管理に関する ご質問にお答えします

Q. 浄化槽の維持管理はなぜ必要なの？

- A. 浄化槽は微生物が汚れを食べて分解することで汚水をきれいにするものです。浄化槽が本来の機能を発揮するためには、微生物がよく食べ、増えるように快適な環境を整えてやる必要があります、その環境整備が維持管理にあたります。維持管理を適切に行わないと、微生物が減ったり働きが弱ったりして、放流水の水質悪化や悪臭の発生など生活環境を悪くする原因となります。そのため、浄化槽の定期的な維持管理が必要です。

Q. 法定検査とはどういうものなの？

- A. 法定検査とは浄化槽法で定められた検査で、大分県が指定した検査機関（公益財団法人大分県環境管理協会）が年1回実施します。法定検査では浄化槽の機能が保持されているか、機能を保つための保守点検・清掃がきちんと実施されているかを検査します。検査結果が「不適正」となった場合は、結果の内容にしたがって保守点検業者や清掃業者へ相談し、適切な措置を講じてください。

Q. 保守点検も清掃も実施しているのに、どうして法定検査を受ける必要があるの？

- A. 保守点検と清掃は、浄化槽の機能を保つための作業です。保守点検は付属装置の点検・調整・修理を、清掃はたまった汚泥の引き抜きや内部の異常確認を行い、浄化槽が正常に機能するよう管理します。人でいえば「日頃の健康管理」です。一方、法定検査は、浄化槽が正常に機能しているか、機能保持のための保守点検と清掃が適切に実施されているかを、大分県が指定する検査機関が公正中立に行う検査で、人でいう「健康診断」にあたります。このように、法定検査は、保守点検・清掃とは目的や作業内容が異なるため、年1回の受検が必要となります。

Q. 下水道に接続するので浄化槽を使わなくなるけど、何か届出が必要？

- A. 下水道に接続した場合や、家屋の取り壊し等により浄化槽を使用しなくなった場合は「浄化槽使用廃止届出書」を当保健所（部）に提出してください。また、引っ越し等により浄化槽を使用する人が変更になる場合は、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。届出の様式は大分県のホームページからダウンロードできます。（「大分県 浄化槽 様式」で検索してください。）